

注記
(一般会計等・全体会計・連結会計)

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア. 昭和 59 年以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路・河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
 - イ. 昭和 60 年度以降に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が判明していないもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - 取得原価が判明しているもの……………取得原価
 - 取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券
なし
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア. 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
 - イ. 市場価格のないもの……………取得原価
- ③ 出資金
 - ア. 市場価格のあるもの
なし
 - イ. 市場価格のないもの……………出資金額
ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 水道事業会計……………先入先出法による原価法
- 公益財団法人 沖縄こどもの国……………最終仕入原価法
- 土地開発公社……………個別法による原価法
- 株式会社 沖善社……………先入先出法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産……定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

ア. 建物 5年～50年(建物には附属設備を含みます)

イ. 工作物 10年～60年

ウ. 物品 2年～15年

② 無形固定資産……定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

なし

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。長期延滞債権についても同様に、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末時点の自主都合による要支給額から、退職手当組合に積立てられている金額を控除した金額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

歳計外現金は、資金収支計算書の資金の範囲には含めません。

ただし、本表の欄外注記として、前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高を表示しています。

資金収支計算書の収支戻(本年度末資金残高)に本年度末歳計外現金残高を加えたもの(本年度末現金預金残高)は、貸借対照表の資産の部の現金預金勘定と連動します。

(8) その他務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

物品については、取得原価又は、見積価格が 100 万円(美術品は 300 万円)以上の場合に資産として計上しています。

(9) 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

ただし、水道事業会計・下水道事業会計及び一部の連結対象団体については税抜方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計処理、手続の変更

なし

(2) 表示方法の変更

なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

なし

(4) 重要な災害等の発生

なし

(5) その他の重要な後発事象

なし

4. 重要な偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

なし

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

なし

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 財務書類の会計区分は以下の通りです。

会計(団体)名	区分	連結方法	比例連結割合
一般会計等			
一般会計	地方公共団体	全部連結	-
土地区画整理事業特別会計	地方公共団体	全部連結	-
全体会計(一般会計等に下記特別会計を含める)			
国民健康保険事業特別会計	地方公共団体	全部連結	-
介護保険事業特別会計	地方公共団体	全部連結	-
後期高齢者医療事業特別会計	地方公共団体	全部連結	-
水道事業会計	地方公共団体	全部連結	-
下水道事業会計	地方公共団体	全部連結	-
連結会計(全体会計に下記団体を含める)			
倉浜衛生施設組合	一部事務組合	比例連結	54.33%
沖縄県市町村自治会館管理組合	一部事務組合	比例連結	9.75%
沖縄県市町村総合事務組合	一部事務組合	比例連結	0.06%
中部広域市町村圏事務組合	一部事務組合	比例連結	29.09%
沖縄県後期高齢者医療広域連合	広域連合	比例連結	8.90%
公益財団法人 沖縄こどもの国	公益財団法人	全部連結	-
沖縄市土地開発公社	地方公社	全部連結	-
公益財団法人 中部勤労者福祉サービスセンター	公益財団法人	全部連結	-
株式会社 沖善社	第三セクター	比例連結	30%

- ア. 地方公営企業は、すべて連結の対象としています。
- イ. 一般会計等の対象範囲と普通会計の対象範囲に差異はありません。
- ウ. 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- エ. 表示単位未満の金額は四捨五入することとしておりますが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合があります。
- オ. 一部事務組合は、各団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。割合は構成団体の負担金合計額等に対するものです。財務書類上は各事業の負担等割合により按分しています。
- カ. 地方三公社は、すべて全部連結の対象としています。

- キ. 第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体(出資割合等が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。)は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が 25%以下であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

② 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

ア. 実質赤字比率	—%
イ. 連結実質赤字比率	—%
ウ. 実質公債費比率	5.9%
エ.	
オ. 将来負担比率	27.9%

③ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
なし

④ 繰越事業に係る将来支出予定額

繰越明許費繰越額

一般会計	5,756,786 千円
土地区画整理事業特別会計	39,869 千円

⑤ 過年度修正等に関する事項

なし

(2) 貸借対照表に係る事項

① 会計基準へ変更したことによる影響額等

ア. 財務書類の対象となる会計の変更

なし

イ. 有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額

なし

② 基金借入金(繰替運用)

基金	期間	繰替使用額
財政調整基金	令和3年6月1日～令和4年3月27日	3,535,472千円
財政調整基金	令和4年3月28日～令和4年5月30日	3,006,486千円
公共施設等整備基金	令和3年10月19日～令和4年5月30日	2,314,700千円
庁舎の建設及び維持管理基金	令和4年3月24日～令和4年5月30日	1,588,900千円

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

- ア. 一般会計等に係る地方債の現在高 44,235,757千円
- イ. 債務負担行為に基づく支出予定額 一千円
- ウ. 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額 2,956,418千円
- エ. 組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額 1,221,573千円
- オ. 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額 5,176,685千円
- カ. 設立法人の負債額等に係る一般会計等負担見込額 一千円
- キ. 連結実質赤字額 一千円
- ク. 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額 一千円
- ケ. 地方債の償還額等に充当可能な基金 13,086,640千円
- コ. 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入 2,108,063千円
- サ. 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額 30,084,060千円

(3) 行政コスト計算書に係る事項

会計基準の変更による主な影響額
なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

- ① 固定資産形成分
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しております。
- ② 余剰分(不足分)
純資産合計額のうち、固定資産等形成分及び他団体等出資分を差し引いた金額を計上しております。
- ③ 他団体出資等分
全部連結した連結対象団体のうち、当市以外の出資割合分を計上しております。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

一般会計等	△635,074 千円
全体会計	3,555,356 千円
連結会計	4,304,638 千円

② 既存の決算情報との関連性

内容	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書(一般会計)	86,021,543 千円	83,032,480 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	266,827 千円	226,169 千円
繰越金に伴う差額	△4,244,874 千円	—
会計間の相殺による差額	△245,835 千円	△245,835 千円
資金収支計算書(一般会計等)	81,797,661 千円	83,012,814 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計(土地区画整理事業特別会計)の分だけ相違します。

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳
(千円単位を四捨五入しているため、集計に齟齬が生じる場合があります)

一般会計等

資金収支計算書の業務活動収支	5,096,725 千円
投資活動収支の国県等補助金収入	5,081,560 千円
未収債権、未払債務等(増減)	△ 11,401 千円
資産売却益	26,527 千円
資産除売却損	△ 244,188 千円
賞与引当金(増減額)	△ 55,182 千円
退職手当引当金(増減額)	△ 283,521 千円
徴収不能引当金(増減額)	10,072 千円
損失補償引当金(増減額)	666 千円
投資損失引当金(増減額)	0 千円
減価償却費	△ 5,055,813 千円
純資産変動計算書の本年度差額	4,565,444 千円

全体会計

資金収支計算書の業務活動収支	6,487,313 千円
投資活動収支の国県等補助金収入	5,699,086 千円
未収債権、未払債務等(増減)	136,250 千円
資産売却益	26,527 千円
資産除売却損	△ 244,188 千円
賞与引当金(増減額)	△ 68,657 千円
退職手当引当金(増減額)	△ 328,120 千円
徴収不能引当金(増減額)	30,589 千円
損失補償引当金(増減額)	666 千円
投資損失引当金(増減額)	0 千円
減価償却費	△ 6,911,364 千円
純資産変動計算書の本年度差額	4,828,101 千円

連結会計

資金収支計算書の業務活動収支	7,943,335 千円
投資活動収支の国県等補助金収入	5,904,662 千円
未収債権、未払債務等(増減)	△ 997,374 千円
資産売却益	26,527 千円
資産除売却損	△ 251,478 千円
賞与引当金(増減額)	△ 69,440 千円
退職手当引当金(増減額)	△ 326,152 千円
徴収不能引当金(増減額)	30,621 千円
損失補償引当金(増減額)	666 千円
投資損失引当金(増減額)	0 千円
減価償却費	△ 7,355,999 千円
純資産変動計算書の本年度差額	4,905,369 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。なお、一時借入金の限度額は次のとおりです。(対象会計のみ記載)

一般会計 10,000,000 千円(利子額 55 千円)

⑤ 重要な非資金取引

なし